

平成 29 年 8 月 24 日

各 位

会 社 名 東京電力ホールディングス株式会社  
代表者名 代表執行役社長 小早川 智明  
(コード番号：9501 東証第 1 部)  
問合せ先 総務・法務室株式グループマネージャー 前田 邦之  
(TEL. 03-6373-1111)

## 米国における当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 8 月 18 日（現地時間）付で米国カリフォルニア州南部地区連邦裁判所（United States District Court for the Southern District of California）に訴訟（以下、「本件訴訟」といいます。）を提起されましたので、以下のとおりお知らせいたします。なお、8 月 24 日現在、当社は訴状等の正式な送達を受けておりません。

また、当社は、平成 25 年 3 月 15 日付「米国における当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、米国で同種の訴訟を提起されておりますが（平成 29 年 8 月 24 日現在の原告数は 239 名）、本件訴訟の原告らはこれらの訴訟の併合を求めています。

### 記

#### 1. 訴訟の提起があった裁判所及び年月日

##### (1) 米国カリフォルニア州南部地区連邦裁判所

(United States District Court for the Southern District of California)

##### (2) 訴訟の提起日：平成 29 年 8 月 18 日（現地時間）

#### 2. 訴訟を提起した者の概要

米国居住の個人 157 名（但し、訴状における原告の記載に不明確な点があるため、実際の原告の数はこれと異なる可能性があります）

#### 3. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

原告らは、当社及び他の米国企業 1 社に対して、平成 23 年 3 月の東北地方太平洋沖地震の発生後に、米国空母の乗組員等として米軍による被災地支援活動に従事したところ、当社らの設計・建設・保守管理等が不適切であったことなどにより福島第一原子力発電所の事故が発生し、被ばくをしたことにより身体的、経済的及び精神的損害を受けたことなどを主張しています。

#### 4. 請求内容等

原告らの医療検査や治療のための費用を賄うことを目的とした少なくとも 50 億米ドルの基金の創設、並びに各原告に対する損害賠償及び懲罰的損害賠償（なお、訴状には、損害賠償及び懲罰的損害賠償の請求金額の記載はありません）

#### 5. 今後の見通し

当社は、今後、訴状等の正式な送達を受けた場合には、原告らの主張及び請求内容を精査したうえで適切に対処していく所存であります。

また、現時点では本件訴訟への応訴に伴う当社の業績への影響は不明ですが、今後、開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以 上